

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 鈴 木 健 雄
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局・区名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
総務局	東京事務所									
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部		1					1		
	情報システム部		1					1		1
財政局	財政部		1					1		1
	南部市税事務所		1					1		
	西部市税事務所	1	1					2		

局・区名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
保健福祉局	総務部		2	1			1	4	2	2
	監査指導室									
	保健所 (医療対策室を除く)	1	4	2				7	1	2
	衛生研究所				1			1		
子ども未来局	子育て支援部		1				1	2		1
	児童相談所		3	1			1	5		1
教育委員会	学校教育部		2					2	1	4
	市立学校		3	1		2		6		2
6局	13部・20校	2	20	5	1	2	3	33	4	14

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局・区名	対象部	指摘事項の区分					合計	意見
		設計	監理	事務	その他			
建設局	土木部 (維持担当部を除く)	1	1	1		3		
都市局	建築部	1	3			4		
中央区	土木部							
西区	土木部							
手稲区	土木部							
5局（区）	5部	2	4	1		7		

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
社会福祉法人神愛園	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		1
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	出資団体		1
	公の施設指定管理者	2	
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	財政援助団体	3	
	公の施設指定管理者	5	
社会福祉法人札幌厚生会	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		1
社会福祉法人札幌慈啓会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者	3	1
社会福祉法人救世軍社会事業団	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人発寒子どもの園	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人ろうふく会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人札幌全育会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
一般財団法人札幌市下水道資源公社	出資団体	2	3
11 団体		19	7

定 期 監 查
(工事監査)

令和4年度定期監査（工事）報告書

令和4年度第2回定期監査（工事）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

建設局	土木部（維持担当部を除く）
都市局	建築部
中央区	土木部
西区	土木部
手稲区	土木部

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の工事等におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、68ページからの別表1のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完成した土木、建築、設備工事等及び令和3年10月1日から令和4年9月30日までに完了した道路維持除雪業務に係る工事設計、工事監理及び工事事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記監査範囲のうちから、別表2に掲げる工事等を抽出し、関係書類や実地の検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和4年7月12日から同年12月19日まで

監査の結果

対象となった工事等について、次のとおり指摘すべき事項がみられた。

第1 指摘事項

1 工事設計

(1) 現場管理費の補正を適正に行うべきもの

【建設局土木部】

「国土交通省 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」では、近年の猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、真夏日等の日数に応じて現場管理費の加算補正を行うことが定められている。

今回監査した土木工事において、受注者より熱中症対策や真夏日等の日数の報告を受けていたにもかかわらず、現場管理費の加算補正がなされず過少設計となっていた事例がみられた。

担当職員の設計積算上での確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。

今後は、このようなことがないように、積算基準等を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事設計に努められたい。

(2) 水質検査費の設計計上を適正に行うべきもの

【都市局建築部】

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、特定建築物の所有者、占有者に対して「建築物環境衛生管理基準」に従い、飲料水の水質検査（16項目）を実施することが義務付けられている。

今回監査した設備工事において、特定建築物に該当し水質検査（16項目）を実施していたが、設計書に水質検査費を計上せず過少設計となっていた事例がみられた。

担当職員の設計積算上での確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。

今後は、このようなことがないように、当該基準等を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事設計に努められたい。

2 工事監理

(1) 高所作業を安全に実施すべきもの

【建設局土木部】

「労働安全衛生法」に基づき定められた「労働安全衛生規則」では、事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、高所作業を行う労働者に墜落防止用のための保護具を使用させなければならないと定められている。

今回監査した土木工事において、高所作業車を用いてトンネル壁面の漏水防止作業を行っていた作業員が当該保護具を適切に使用していない事例がみられた。

受注者の安全管理に対する認識不足や、作業効率を優先したことが原因と考えられる。

こうした作業は、事故の発生に繋がることが懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わること、社会的影響が大きいことから、今後は、このようなことがないように、労働安全衛生法等の関係規程を確認し、再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。

(2) クレーン作業を安全に実施すべきもの

【都市局建築部】

「労働安全衛生法」に基づき定められた「クレーン等安全規則」等では、クレーンによる作業を行う場合には、つり上げられる荷の下に作業員を立ち入らせてはならないこと、つり荷に直接手を触れて作業してはならないことが定められている。

今回監査した建築工事において、つり上げられている荷の下で作業を行っている事例や、つり荷に直接手を触れて作業を行っている事例がみられた。

受注者の安全管理に対する認識不足や、作業効率を優先したことが原因と考えられる。

こうした作業は、事故の発生に繋がることが懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わること、社会的影響が大きいことから、今後は、このようなことがないように、労働安全衛生法等の関係規程を確認し、再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。

(3) 特殊車両の通行許可を確認すべきもの

【都市局建築部】

「道路法」では、「車両制限令」に定める一般的制限値を超える特殊車両(*)を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行を申請し、許可を得なければならないとされている。

今回監査した建築工事において、特殊車両に該当する自走式建設機械が現場での作業を実施するにあたり、特殊車両が保管場所から工事現場までの間の道路を通行するため必要な許可を得ていない事例が複数件みられた。

受注者の特殊車両の通行許可に対する認識不足が原因であったと考えられるが、このような事例が多数みられる状況を鑑みると、発注者も受注者に対して特殊車両の通行許可を取得しているのか確認すべきであったと考える。

今後は、このようなことがないように、道路法等の関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。

(*) 特殊車両：車両の構造や重量等が特殊な場合で、国が定めた制限値を超える車両

(4) 積載物の重量制限を確認すべきもの

【都市局建築部】

「道路交通法」では、車両の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量の制限を超えて積載をし運転してはならないと定められている。

今回監査した建築工事において、当該工事で発生した産業廃棄物であるコンクリートがらを運搬するにあたり、積載物の重量の制限を超えて積載をし運転していた事例が見られた。

受注者が車両積載物の搬出時に重量の確認が不十分であったことが原因と考えられるが、発注者も受注者に対して積載物の重量の制限について指導を徹底させるべきであったと考える。

今後は、このようなことがないように、道路交通法の規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。

3 工事事務

(1) 札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの

【建設局土木部】

「札幌市建設工事請負契約約款」（以下「契約約款」という。）では、受注者は、契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(*)及び工事工程表(*)を作成し、発注者に提出しなければならないと定められている。

今回監査した土木工事において、請負代金内訳書及び工事工程表が契約締結後5日以内に提出されていない事例がみられた。

契約約款に対する受発注者双方の認識不足が原因であると考えられる。

契約約款に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後は、このようなことがないように契約約款等の関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。

(*) 請負代金内訳書：受注者が提出する落札額の内訳書。この内訳書に、工種ごとの数量、単価、金額等を受注者が記載する

(*) 工事工程表：受注者が提出する受注した工事の工程表。この工程表に、工種ごとの数量、日数、工程等を受注者が記載する

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・工事設計】 積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
【共通・工事事務】 設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
【工事監理】 工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費の補正を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高所作業を安全に実施すべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特殊車両や特定建設作業の許可や届出が適切に行われているか。 ■ 道路使用許可条件を遵守しているか。 	—
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・工事設計】 積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
【共通・工事事務】 設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
【工事監理】 工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査費の設計計上を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン作業を安全に実施すべきもの ・ 積載物の重量制限を確認すべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特殊車両や特定建設作業の許可や届出が適切に行われているか。 ■ 道路使用許可条件を遵守しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊車両の通行許可を確認すべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・工事設計】 積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
【共通・工事事務】 設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
【工事監理】 工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特殊車両や特定建設作業の許可や届出が適切に行われているか。 ■ 道路使用許可条件を遵守しているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・工事設計】 積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
【共通・工事事務】 設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
【工事監理】 工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特殊車両や特定建設作業の許可や届出が適切に行われているか。 ■ 道路使用許可条件を遵守しているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通・工事設計】 積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
【共通・工事監理】 工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
【共通・工事事務】 設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
【工事監理】 工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特殊車両や特定建設作業の許可や届出が適切に行われているか。 ■ 道路使用許可条件を遵守しているか。 	—
	—